

議員発案第 3 号

核兵器禁止条約への調印を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、別紙「核兵器禁止条約への調印を求める意見書」を提出するものとする。

平成30年 7 月 3 日 提出

提 出 者 三条市議会議員 小 林 誠

賛 成 者 三条市議会議員 野 崎 正 志

同 三条市議会議員 久 住 久 俊

同 三条市議会議員 河 原 井 拓 也

同 三条市議会議員 西 川 重 則

核兵器禁止条約への調印を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た昨年7月7日、核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法(国際人道法、国際人権法)に反するものであると断罪して、これに悪のらく印を押しました。核兵器は今や不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止するものとなっています。

また、条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに我々国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。広島と長崎への原爆投下に見られる核の惨禍を体験し、その経験から戦争放棄を定めた憲法を持つ日本は、核兵器の禁止に賛同し、推進の先頭に立つことが強く求められます。

昨年9月20日から核兵器禁止条約の署名が開始されました。

よって、本市議会は国に対し、次の事項の実施を求めます。

記

- 1 日本政府は核兵器禁止条約を速やかに調印すること。
- 2 それまでの間は、オブザーバーとして締約国会合及び再検討会に参加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

三条市議会議長 阿 部 銀次郎

〔提出先〕

内閣総理大臣 外務大臣